

藤原定能撰『羽林要秘抄』の原撰本―本文復原の試み―

高田義人

はじめに

『羽林要秘抄』は近衛府官人が関わる儀式の作法を記した故実書である。

編著者は、平安時代末期から鎌倉時代初期の公卿藤原定能（一一四八―一二〇九）と考えられている⁽¹⁾。定能は後白河院の近臣であり、彼の妹兼子が藤原兼実の室であったこと⁽²⁾から、兼実とも親密で、院と兼実の連絡調整役を担った。また朝儀故実に通じ、『本朝書籍目録』によれば本書のほかに『四節八座抄』を著している。彼の日記は『定能卿記』⁽³⁾或いは『心記』と称され、その写本が書陵部ほかに部分的に伝わっている。

本書は、すでに群書類従巻百二に翻刻文が収められ、一般への利用の便が図られている。しかしながら、群書類従本は本文を略している箇所が存在し、本書本来の姿を知り得ない。その最も顕著な箇所を左に挙げる（傍線筆者）。

御仏名 中古以往、三箇夜行之、近
代多一夜行之、仍載其儀、 不書写也、

歩射手結 左近、正月九日荒手結、十一日真手結、右近、十一日
荒手結、十三日真手結、縫腋、蒔絵細剣、隨身垂袴、 不書写也、

騎射 左近、五月三日荒手結、五日真手結、
右近、四日荒手結、六日真手結、 不書写也、

射礼 縫腋、蒔絵細剣、相具弓・矢・鞆・弓懸等参入、当御
忌月時、三月行之、諒閏年無之、延長九年以後如此、 不書写也、

賭射 当御忌月時、
三月行之、 不書写也、

射場始 不書写也、

このように、御仏名・歩射手結・騎射・射礼・賭射・射場始といった項目部分のみを残し、行事の本文を「不書写也」として省略しているのである。これは流布している多くの写本に共通する特徴である。

ところが諸本を調査してみると、前掲の如き省略のない本が存在することがわかった。立命館大学図書館西園寺文庫所蔵本⁽⁵⁾〔図版A〕参照。以下西園寺本と称す）である。これによって前掲の省略された本文を知ることができ、群書類従本の本文を大幅に増補することが可能となる。

本稿では、長享二年（一一四八）に書写された国立国会図書館所蔵の三条西家旧蔵本⁽⁶⁾（以下三条西本と称す）、延徳三年（一一四九）書写とみられる早稲田大学図書館所蔵の中御門家旧蔵本⁽⁷⁾（以下中御門本と称す）、文亀元年（一五〇一）書写本を写した書陵部所蔵柳原家旧蔵本⁽⁸⁾（以下柳原本と称す）、および明応三年（一一四四）に書写された前述の西園寺本について、それぞれの概要と四写本の関係を検討し、それより判明する本書の伝来過程を推定し、原撰本に近い本文復原案を提示したい。

一、三条西本の概要と特徴

三条西本は、三条西実隆（一四五五～一五三七）の奥書を有し、実隆が長享二年（一四八八）に家礼の中沢重種^⑨に命じて書写させたものである。『非職事雲客所役秘抄』一卷として整理されているが、前半は『非職事雲客所役秘抄』、後半は『羽林要秘抄』（内題は「羽林抄出^{定能卿}」）が合写されている。現状は卷子装であるが、本来袋綴の冊子本で、原題の記される料紙一枚が旧表紙と推定されている^⑩。料紙には反故の消息等が利用されており、紙背文書は三九通確認されている。奥書を示すと次の通りである。

本奥書云、

正本依回録^録、以季実朝臣書写本、更書写之、……………①

本云、

永仁二年十月上旬之比写校了、此抄者衣笠大納言定^能入道殿御抄也、
子細見本奥書、今所書写之本者此入道殿了^覚御自筆也、

左親衛重将校代判 ……………②

抑此抄者三位資^家入道殿御時、被進後鳥羽院、今朱点其時被略之处也、

……………③

右一帖、以綾小路中納言入道^{有俊卿、号 楽林軒}所持本一覽之間、仰重種令書写之、件本僻字等繁多也、書本又未練、剩不加校合難信用者也、静可改正而已、

長享戊申夏五上旬

権中納言藤^{（三条西実隆）}（花押）

……………④

本奥書①によれば、「正本」は焼失したので、定能の曾孫（**図一**）参照）

にあたる季実^⑪書写本を以て写本を作成したとある。ここにみえる「正本」とは定能原撰本と推測され、季実書写本はその忠実な写しだったのであろう。

奥書②には、永仁二年（一二九四）十月に「左親衛重将」が写本を作成し、校合を行った。この時に親本として用いたのは「入道殿了覚」自筆本であったという。「左親衛重将」は永仁二年時に左近衛中将の人物ということになるが特定困難であり、「入道殿了覚」も未詳である。

ところで、②の奥書についてはいくつかの解釈が成り立つ。大阪府立図書館編纂『国史善本集影^⑫』では「左親衛重将」について「季実ニテモアルベキカ」とし、「本云」以下は永仁二年に季実が写本を作成した時の奥書とみている。その場合、親本が了覚自筆本と解さざるを得ない。了覚は定能（出家後は定阿）ではないから、その一族の誰かということになるか。この説を整理し、伝来を想定すると、季実書写本⇨左親衛重将写校本（永仁二年）⇨更書写本⇨綾小路有俊（一四一九～六八出家）所持本（以下綾小路本と称す）となる。岩橋小弥太氏も詳細は示していないが、「子細見本奥書」とある部分について「今はこれに言う本奥書は失われて伝わっていない^⑬」としているから、これに近い解釈を採っていると言えよう。

第二として、「此入道殿了覚御自筆」本が、本奥書の季実書写本のことを指すとみる解釈も成り立つ余地がある。つまり了覚⇨季実と推定するのであるが、この場合、本奥書にみえる「更書写」したのが永仁二年の左親衛重将ということになり、伝来は、季実書写本⇨了覚自筆本⇨左親衛重将写校本（永仁二年）⇨綾小路本となる。

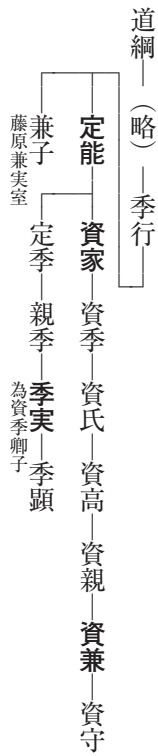
第三の解釈としては、本奥書と本云の記載位置を重視し、「本云」の文中に出てくる「本奥書」がその前の本奥書を指し、「今所書写之本」とは、季

実書写本を写した本（更書写本）を指し、「此入道殿了覚御自筆」本に該当するとみる解釈である。このように考えれば、「本云」以下は、季実書写本の更書写本⇨了覚自筆本を、永仁二年に「左親衛重将」が書写した際の奥書と解することになる。すなわち伝来は、季実書写本⇨更書写本⇨了覚自筆本⇨左親衛重将写校本（永仁二年）⇨綾小路本と想定できる。

筆者はこのうち第三の解釈がもつとも穏当なのではないかと考えているが、「了覚」「左親衛重相」が特定できず、未詳とせざるを得ない。

次の奥書③は、定能の男資家（一一八二～一二五六）の時に後鳥羽院に進上し、その際に略したところが、本文にみえる「朱点」の箇所であると解釈でき、本書の伝来を考える上で重要な記述であるので改めて後述する。

【図1】藤原定能を中心とした人物関係（※ゴチックは奥書にみえる人物）



奥書④には、長享二年（一四八八）に三条西実隆が綾小路有俊所持本を家礼の中沢重種に命じて書写させた旨が記され、このことは次に挙げる『実隆公記』長享元年閏十一月十七日条及び十八日条によって確認できる。

十七日、午後（綾小路有俊）染林軒入来、雑談、羽林秘抄被借与之、喜人之由報之、
〔羽林抄者予所持之物也、仍則可返之由存之、〕
 十八日、非職（事脱）雲客所役抄染林軒借与之、

これにより、十七日に羽林秘抄、十八日に非職事雲客所役秘抄を綾小路有俊

より借り受けており、これを写したものが三条西本と考えられる。

この写本の特徴は、本文を省略した箇所が存在することである。具体的に【図版B】のように御齋会内論議・季御読経・仁王会・灌仏・最勝講・御仏名・歩射手結・騎射・射礼・賭射・射場始の条で、項目のみ残し「不書写也」の注記を付し、本文を省略している。その意図するところは、最初の本文省略がみられる御齋会内論議の条に「近年不被行公事共略之、不書写也」と記されるように、近年行われなくなった行事の本文を略すことにある。岩橋小弥太氏は「後鳥羽法皇に進覧の時に略したというのがこれにあたるのもあろうか」と述べ、奥書③にみえる省略がこの箇所である可能性を示唆している。

しかし、岩橋氏の推測は妥当ではないと考える。その理由として、a 奥書③は「朱点」の箇所が後鳥羽院進上の時に略したところと記していること、b 現に三条西本の本文中には朱の鉤点が施された箇所が【表1】に掲げたように三カ所みられること、c 三カ所の朱鉤点のほとんどは、後掲の【図版C】に示したように、文章の最初と最後に施され、範囲を定めていると思われること、d 朱鉤点の施された箇所が略されている写本（後述の西園寺本）が存在すること、の四点を挙げることが出来る。つまり本文に朱鉤点の施された箇所こそ後鳥羽院に進上した際に略された「朱点」の箇所と考えられるのである。

三条西本はおそらく奥書③の意味を理解し、親本にあった朱鉤点を忠実に写し取っていたのであろう。三条西本以外でも中御門本・尊経閣本をはじめとするいくつかの写本¹⁵⁾において、この朱鉤点を確認することができる。なお、一般によく利用される群書類従本では、本文に朱鉤点を反映させなかったた

表1 三条西本の朱鉤点箇所一覧

	項目	本文	図版C
1	后宮行啓	〈寄御車時、左右次將立幔外、〉	①
2	后宮行啓	結唐尾、不用泥障、	②
3	元日節会	〈自元日至白馬節会、左右共用紅梅袴、或至踏歌節会、有賭弓者、又件日着之、〉	③
4	元日節会	〈若内侍顛倒時、劍璽傾落、可有用心、〉	④
5	元日節会	〈立御椅子前、欲居終給程伏梓称之、〉	⑤
6	元日節会	〈起御座離椅子三尺許称之、或起御座立定間称之、《小野宮説如此、》〉	⑥
7	元日節会	〈今案〉	⑦
8	白馬節会	〈今日叙四位人猶着五位袍、入尻鞆、叙列後改着四位袍、所々申慶賀、或後日申之、〉	⑧
9	白馬節会	今案、節会未終、着靴垂裾可奉歟、〈可尋、雨儀、次將砌内立、〉	⑨
10	踏歌節会	〈当御忌月時停止之、〉	⑩
11	豊明節会	〈新嘗会〉	⑪
12	立后	〈相具纓、〉	⑫
13	立后	〈靴等、不必取笏、或臨期卷纓、或自里亭卷纓、或懸綏、隨身壺、垂袴、〉	
14	立后	〈非歟、〉	⑬
15	立后	〈未事終退者、左近右廻、右近左廻、〉	⑭
16	立后	六府將・佐各一人、	⑮
17	立后	本宮儀略不記、	
18	立太子	立太子／次將作法大略同立后、但冊命了由不被告申歟、被献御劍〈壺切、〉御使次將若職事本宮亮等、	⑯
19	任大臣	其儀見次第等、	⑰
20	射礼	〈參入、当御忌月時、三月行之、諒闕年無之、延長九年以後如此、〉	⑱
21	賭射	〈当御忌月時、三月行之、〉	
22	駒牽	〈今案、馬助雖位次上藤、難着近衛司上歟、可尋、〉	⑲
23	駒牽	〈依位次、羽林抄云、取御馬日依職云々、然者下藤中將可着上藤少將上歟、可尋決、〉	⑳
24	駒牽	〈有祿者可拜舞、拜儀隨所、〉禁中有穢之時於陣外分配云々、〈康和三年如此、上卿治部俊実卿、頭中將不勤取手役、《康和也》〉	㉑
25	臨時祭御馬御覽	略説歟、	㉒
26	警固	〈未日行之、〉	㉓
27	解陣	〈戊日齋王還御後行之、齋王不御之時、隨上卿參被行之、〉	㉔
28	放生会	〈今度不曳裾宜歟、〉	㉕
29	四方拜	〈元日、〉	㉖
30	女叙位	〈十一日、〉	㉗
31	拜賀申次	若到礼人申拜賀者、仰聞食之由後居、即婦入、	㉘

※ 〈 〉は割書を示し、《 》は割書中の割書を示す。

※ 8は墨筆による鉤点だが、朱墨重ね書きの鉤点が多く見られることから、朱の重ね書きを落としたと判断。ちなみに中御門本では該当箇所は朱鉤点となっている。

め、奥書③の意味が判らなくなっている。

以上から、奥書③に記される「朱点」は本文中にみられ、その箇所が後鳥羽院進上の時に略したところだったのであり、三条西本で本文を「不書写也」とした箇所ではないことは明らかになったと思う。

では「不書写也」とした箇所の省略時期はいつであろうか。その時期を特定するのに参考になるのが、これから述べる中御門本と柳原本である。

二、中御門本の概要と特徴

中御門本は延徳三年（一四九一）の書写奥書を有する写本である。書写者は、『中御門家文書目録』によれば、考証によつて中御門宣胤（一四四二～一五二五）としている^⑯。三条西本同様に『非職事雲客所役秘抄』と合冊となっており、内題には「羽林抄出^{定能}卿」とある。遊紙と旧表紙を除く全料紙の紙背に消息類がみられるが、袋綴じ内側のため判読困難である。奥書は三条西本と共通する①②③の後に次の奥書⑤が存在する。

綾小路^小楽林借給間、以彼本如此書写畢、

延徳三年卯月中旬 左近衛権中将藤原^{中御門宣胤カ}……………⑤

この奥書⑤より明らかのように、中御門本は延徳三年四月に綾小路本を借りて書写したもので、三条西本と親本を同じ

くする写本である。三条西本と共通する本奥書①②③は綾小路本に存在した本奥書であることがより明確となった。

また中御門本の「不書写也」の箇所が三条西本と合致し、これは両者の親本である綾小路本において、すでに省略が存在したことを示している。

省略の対象は、前述のように近年行われなくなった行事であるから、この省略の時期を割り出すのには、省略された項目の行事がいつ頃まで行われていたか史料で確認する必要がある。そこで醍醐天皇(二二八八〜一三三九)によって著された『建武年中行事』を確認してみると、御齋会内論議・灌仏・最勝講・御仏名・射礼の五つの行事は立項され本文が存在する。つまり、少なくともこの五つの行事は南北朝時代まで行われていたとみてよく、これ以前に省略されたとは考えにくい。寛正五年(一四六四)の奥書を持つ後花園天皇(一四一九〜七〇)宸筆本『建武年中行事』には、前記五つの行事はいずれも「中絶」との注記があり、この頃には行われなくなっていたようである。こうしたことを勘案するならば、「不書写也」とした箇所の省略は室町時代の書写段階で行われたと考えるのが妥当であろう。

三、柳原本の概要と特徴

柳原本は天明二年(一七八二)に柳原紀光が書写させ一校を加えた本であり、群書類従本と同系統の写本である。素表紙の外題には「羽林要秘抄衣笠大納言定能」と記される。全一冊の冊子装(袋綴)であり、三条西本とは違い『非職事雲客所役秘抄』との合冊はなく、冒頭に編目を載せている。奥書は三条西本・中御門本と共通する①②③の後に次の奥書⑥⑦がある。

右此一帖、雖悪筆、以綾小路有俊入道自筆之本令書写之訖、不審繁多、

于時文龜元年五月九日 侍従藤原某 ……⑥

此一冊以或人本令書写了、加一校可秘、

天明二正下旬 正二位藤原紀光 ……⑦

注目したいのは、三条西本・中御門本と同じ親本とみられる綾小路本を文龜元年(一五〇一)五月に侍従藤原某が書写した旨の本奥書⑥の存在である。この本奥書⑥を有する写本は諸所に多く存在するが、その原本(以下文龜元年書写本と称す)は所在不明であり、侍従藤原某も特定できなかった。ここでは柳原本を通して、三条西本・中御門本と書写時期が近接する文龜元年書写本の情報を拾い上げていきたい。

内容上特筆すべきは、三条西本・中御門本で項目のみを残し「不書写也」とする箇所のうち、御齋会内論議・季御読経・仁王会・灌仏・最勝講については本文を書写していることである。三写本の省略箇所を比較してみると次のようになる。

【三条西本・中御門本】

御齋会内論議(本文なし)

季御読経(本文なし)

仁王会(本文なし)

灌仏(本文なし)

最勝講(本文なし)

御仏名(本文なし)

歩射手結(本文なし)

騎射(本文なし)

【柳原本(文龜元年書写本)】

御齋会内論議(本文あり)

季御読経(本文あり)

仁王会(本文あり)

灌仏(本文あり)

最勝講(本文あり)

御仏名(本文なし)

歩射手結(本文なし)

騎射(本文なし)

射礼 (本文なし)

賭射 (本文なし)

射場始 (本文なし)

射礼 (本文なし)

賭射 (本文なし)

射場始 (本文なし)

三写本の共通の親本である綾小路本から三条西本(長享二年写)・中御門本(延徳三年写)が書写された段階では、御齋会内論議から御仏名まで本文は省略されていたはずである。それが文亀元年に書写された段階で存在するという事は、綾小路有俊¹⁹もしくは書写者侍藤原某によって本文が増補されたということになるか。但し、この部分の本文と後述の西園寺本の本文を比較すると、後者に省略がみられ、両者は合致しないので、西園寺本系統の写本から増補した可能性は低い。

この文亀元年書写本は、三条西本・中御門本より本文情報が多かったため、この系統の写本にあたる松岡本が群書類従に採用され流布することとなったのである。

さて、ここまで綾小路本を親本とする三写本について原撰本に遡り得る手がかりを探ってきた。その結果、これらの写本は定能原撰本(正本)の系統に属するが、室町時代に中絶した行事の本文省略が行われたため、本来の姿が失われてしまったとすることが出来る。三写本の伝来関係を整理し推定できる系統図を示すと次のようになる。なお、直接の書写関係を実線で、推定は点線で、解釈の分かれる奥書は括弧で示した。

定能原撰本(焼失)―季実書写本…(了覚書写本…左親衛重将校本?)

綾小路本―三条西本・中御門本・文亀元年書写本

四、西園寺本の概要と特徴

西園寺本は明応三年(一四九四)に甘露寺親長(一四二四―一五〇〇)によつて書写され、「新選羽林抄²⁰」の外題及び内題を持つ。また冒頭に編目を有する。奥書は次の通り。

本奥書云、

観応元年九月比借請二条中納言資兼卿本書写之、定能卿抄云々、

本如此見消也、

文明第十曆大呂中旬之候、令感得之畢、

判 ……⑧

右中将判 ……⑨

以小倉中納言^{季種}卿 本書写之、于時明応三年十月七日曉更於灯下終写功畢、

一校了、蓮空^{七十} ……⑩

羽林方抄雖非官方之要、^{殊近代中絶}公事多之、令借用一覽之次、為職者之抄之間写之

了、猶執心歎、無益々々、……⑪

まず本奥書⑧で、編著者定能の直系の子孫【図1】参照にあたる資兼(一三二四―八七)所持本を観応元年(一三五〇)に某人が書写(観応元年写本)したことを記す。奥書⑨は親本に抹消された状態で存在していたようで、そのまま写し取っているが、抹消がなければ、文明十年(一四七八)に観応元年写本を得たという意味になる。この「右中将」とは、この年右中将であった小倉季熙(一四五六―一五二九、長享二年に季種に改名²¹)の可能性がある。そして奥書⑩から、観応元年写本もしくは同系統本の小倉季種本を、「蓮空」すなわち甘露寺親長が明応三年に書写したことが判明する。

最も注目すべきは、前述の如く三条西本で「不書写也」として略された本文が当本には存在し、一方、三条西本などに見られる朱の鉤点が施された本文及び裏書・勘例が、当本には存在しないことである。特に朱鉤点の施された本文の不存在は、西園寺本こそ定能の男資家が後鳥羽院に進上した本の系統に属する写本であることを示すものといえることができ、また前述したように奥書③の解釈が妥当であることを裏付けるものでもある。この省略の意図は、その箇所が割注の記文、定能の所見を記した文、勘例、裏書きなどであることから、おそらく院の求めに応じて進上するにあたり、無用な本文を削り、体裁を整えたということにあつたものと思われる。

後鳥羽院進上本そのものの伝存は確認できないが、奥書⑧によれば、定能の子孫の家にその副本と思しきものが伝えられていたことになり、その系統に当たるのが西園寺本であり、原撰本の系統に属する三条西本とは別系統ということになる。西園寺本は後鳥羽院進上本の本文を伝えているという点からしても重要な写本であることは間違いない。現在のところ同系統の写本は見出せていない。

五、結語―伝本から知られる原撰本の姿―

以上四種の写本ごとに検討を進めてきたため、やや煩雑となった感は否めない。そこで検討の結果得られた知見を箇条書きにして整理しておきたい。

1. 綾小路有俊所持本を祖とするものとして、三条西本・中御門本・文亀元年書写本があり、いずれも「不書写也」と注記して本文を省略した箇所がみられる。これは室町時代の書写段階で、その当時行われていた行事か否

かなどが考慮されて略した箇所と考えられる。三写本のうち省略の少ない文亀元年書写本の系統が群書類従など流布本のもととなった。

2. 西園寺本は、定能直系の子孫である資兼所持本系統に属する写本を、甘露寺親長が明応三年に書写したものである。したがって綾小路本を祖とする写本とは系統を別にする古写本といえる。

3. 三条西本等の奥書③によれば、定能の男資家の時に、本書を後鳥羽院に進上したことがわかり、本文にみえる「朱点」の箇所はその時に略したところであると記す。その「朱点」は三条西本【図版C】参照）や中御門本の本文中に朱鉤点として明瞭に確認できる。

4. 西園寺本には、三条西本等で朱鉤点が施された箇所および裏書が略されている。このことから西園寺本こそ資家が後鳥羽院に進上した本の系統に属する写本と考えられる。一方、綾小路本を祖とする三条西本・中御門本・文亀四年書写本は、定能原撰本（正本）の系統に属する写本ということになる。しかし、室町時代に書写を略した箇所が多いため、本文の情報量は西園寺本より少ない。

5. 以上から『羽林要秘抄』の伝来をまとめると、鎌倉時代前期に後鳥羽院進上本が作成された段階で、二種類の伝本が生まれた。このうち原撰本（正本）は焼失したが、季実書写本によってその本文は伝えられた。しかし室町時代に本文省略が進み原撰本の本文の姿は失われ、同系統に属する綾小路本を親本とする三条西本・中御門本・文亀元年書写本などによって省略された本文として伝えられることになった。一方、後鳥羽院進上本の本文は転写を経て西園寺本として伝わり、その姿を今に伝えている。これを図示すると次のようになる。

定能原撰本（焼失）

季実書写本……（略）……綾小路本↓三条西本・中御門本・文亀元年書写本
後鳥羽院進上本……二条資兼本……小倉季種本↓西園寺本

6. 原撰本の系統に属する三条西本を底本として、省略された本文を西園寺本で補うことによって、定能の原撰本の姿をある程度²²復原できるものと考えられる。

おわりに

本稿では、奥書を手がかりに『羽林要秘抄』の四写本の伝来過程を検討し、原撰本の系統を引く三条西本・中御門本・文亀元年書写本、抄本の系統を引く西園寺本との二つの系統を抽出し、その関係を明らかにしてきた。この検討の結果、これらの写本はいずれも省略本であるが、互いに省略箇所を補い合える関係にあり、これらの本文を合わせることで原撰本の本文復原がある程度可能なのではないかと判断した。このような結論に至ったのは、西園寺本の存在と、群書類従本では意味が分からなかった奥書^③に記される「朱点」が、写本で確認できたことが大きい。改めて写本調査の必要性を痛感した事例であった。

最後に原撰本に近い復原案を示し、従来利用されていた群書類従本の本文を増補し、今後の研究の一助としたい。翻刻の誤りなど恐れるところであり、拙稿ともども大方のご叱正を仰ぐ次第である。

注

(1) 本書の編著者・構成・内容などについては、拙稿「尊経閣文庫所蔵『羽林要秘抄』解説」（前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成54 羽林要秘抄・上卿簡要抄』八木書店、二〇一三年）参照。ここでは論を進めるにあたって必要な情報のみ触れることとする。

(2) 図書寮叢刊『玉葉』一四所収「解題」による。

(3) 藤原定能の日記については、以下の文献を参照されたい。吉野敏武・宮崎康充「資料紹介」九条家本『定能卿記部類』の修補報告とその紹介（『書陵部紀要』五二号、二〇〇〇年）。宮崎康充「資料紹介」『定能卿記 治承二年』（『書陵部紀要』五六号、二〇〇四年）。藤原重雄「高松宮家旧蔵『定能卿記』（安元御賀記）」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第二輯、思文閣出版、二〇〇六年）。同「承安三年最勝光院供養に関する史料」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第三輯、思文閣出版、二〇〇九年）。同「宮内庁書陵部所蔵九条家本『定能卿記部類』八「興福寺供養」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第四輯、思文閣出版、二〇一二年）。同「宮内庁書陵部所蔵九条家本『定能卿記部類』九「仏事」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第五輯、思文閣出版、二〇一五年）。このほか、院伝奏としての定能の活動を論じたものに、松島周一「院伝奏としての藤原定能―後白河院と藤原兼実の交渉をめぐる断章―」（『年報中世史研究』二二号、一九九七年）がある。

(4) 群書類従本の底本は松岡辰方本、すなわち宮内庁書陵部所蔵松岡本（函架番号二〇八一―一三三四）とされる。

(5) 『新撰羽林抄』一冊。請求番号SB二一〇・〇九/Sh六九。国文学研究資料館にマイクロフィルム（請求番号二八三―二二―一）がある。

(6) 『非職事雲客所役秘抄』一巻として合写。請求番号WA一六一―四七。国立国会図書館ホームページ「国立国会図書館デジタルコレクション」においてカラー画像が公開されている。図版B・Cはそれよりの転載である。

(7) 『非職事雲客所役秘抄』と合冊（中御門家文書として整理）。請求番号は文

書一二冊〇四六九。

(8) 『羽林要秘抄』一冊。請求番号は柳一四九七。

(9) 宮川葉子『三条西実隆と古典学(改訂新版)』(風間書房、一九九九年、初版一九九五年)によれば、家礼・家司としてみえ、中沢重種・重興父子二代にわたり実隆に仕えていたようである。なお、『歴名土代』にも藤原(中沢)重種としてみえ、文明九年(一四七七)に従五位上、文龜二年(一五〇二)に正五位下で右京権大夫、永正三年(一五〇六)に従四位下、永正十八年に従四位上まで位階を追うことができる。

(10) 国立国会図書館参考書誌部『国会図書館所蔵貴重書解題』第十一卷、一九八一年。

(11) 藤原季実は、宝治元年(一二四七)十一月二十八日に四位殿上人で左少将としてみえ(『経俊卿記』)、建長二年(一二五〇)十月に左中将に昇る(『岡屋関白記』)。その後正嘉元年(一二五七)七月二十日に左中将とみえる(『経俊卿記』)。公卿には昇っておらず、『尊卑分脈』の注記も左中将であるからこれが極官であろう。永仁二年(一二九四)時まで生存していたかどうかは未詳。また『尊卑分脈』には「為資季卿子」との注記がある。

(12) 大阪府立図書館『国史善本集影』一九四〇年。

(13) 岩橋小弥太「羽林要秘抄」(『群書解題(公事部)』続群書類従完成会、一九六〇年)。

(14) 前掲注13岩橋解題参照。

(15) 該当する朱鈎点が確認できる写本としては、このほか、書陵部所蔵葉室本(函架・葉一一九七、非職事雲客所役秘抄と合冊)・同所蔵八条隆英書写本(函架・一七五―四九四、非職事雲客所役秘抄と合冊)・同所蔵諸陵寮本(函架・一七五―四六九)・東京大学史料編纂所所蔵徳大寺本・同所蔵押小路本・四天王寺大学恩頼堂文庫本などがある。

(16) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書目録』(一九六六年)による。中御門宣胤は延徳三年当時、権大納言に昇っており、奥書にみえる「左近衛権

中将」を兼ねていたことが確認できなかった。同目録は考証の根拠を明記していないが、恐らく筆跡によって宣胤と判断したのであろう。また当本には、江戸時代中期の当主中御門資熙の円形朱印「資熙」及び「中御門蔵書」の方形朱印が押されている。なお、中御門家文書の概要については、中村憲司「中御門家本『類聚三代格』」(『日本歴史』七八九号、二〇一四年)も参照。

(17) 中御門本には「御齋会内論議」の項目が欠けているが、書写の際に一行脱したと考えるべきであろう。

(18) 東山御文庫所蔵(勅封六七―六一二)。所功『京都御所東山御文庫本建武年中行事』(国書刊行会、一九九〇年)に影印が掲載されている。なお、大日本史料などで実例を検索すると、季御読経・仁王会・最勝講・御仏名・騎射は鎌倉末期まで諸書に確認でき、灌仏・射礼は南北朝期まで確認できる。

(19) 有俊の没年は未詳だが、『親長卿記』延徳四年六月六日条にみえるので、延徳三年に有俊本から中御門本が書写された後、有俊自身によって加筆された可能性も残る。

(20) 石田実洋「甘露寺親長書写本・所持本一覽(稿)―甘露寺親長の書写活動と禁裏文庫―」(研究代表者田島公「禁裏・宮家・公家文庫所蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究」課題番号一四二〇一〇三一、平成14年度―平成17年度科学研究費補助金基盤研究A研究成果報告書、二〇〇六年)参照。

(21) 『公卿補任』長享二年条による。なお季種は『同』文明十三年参議昇進の項に「父故権中納言実右卿」の注記に続いて、実は正親町持季次男であった旨の注記がある。

(22) 但し、三条西本・中御門本などで項目のみで書写を略したところは、本来あった朱筆の鈎点の位置も不明なので、原撰本の本文を復原することはできない。なお、復原に当たっては、三条西本が原撰本の系統で最古写本であること、西園寺本が前半部分に欠損が多いことなどから、三条西本を底本とした。

〔付記〕 写真掲載・翻刻をご許可下さった立命館大学図書館及び国立国会図書館、また調査の際にお世話になった各史料所蔵機関に謝意を表したい。

付 本文復原案

〔凡例〕

一、三条西本を底本とし、西園寺本・柳原本を以って補訂し、西園寺本によつて補訂した本文は『』、柳原本によつて補訂した本文は「」でそれぞれ囲んで示した。また、欠損により判読不能の箇所は□で、文字に関する校訂注は〔 〕で示した。

一、字体は原則として常用漢字を用い、本文中に適宜、読点（、）及び並列点（・）を施した。また、割注の中の割注は〔 〕で括った。

一、復原に主眼を置いたため、諸本間の文字の異同等の表示は省略した。

〔翻刻〕

〔朝覲行幸	后宮行啓	東宮行啓	元日節会
白馬節会	踏歌節会	豊明節会	新嘗会
立后	立太子	任大臣	御齋会内論議
季御読経	仁王会	灌仏	最勝講
御仏名	歩射手結	騎射	射礼
賭射	射場始	駒牽	臨時祭御馬御覽
警固付解陣	放生会	四方拜	女叙位
追儼	拝賀申次		

●朝覲行幸 雖元三日之内、括葉日隨身袴必用染分、出御以下事、如常行幸、但刷付、上達部着染裝束歟、於次將者裝束以下如常、イ本、

召仰之後、帶弓箭、遠所行幸時、或兼日有召、時剋出御南殿、内侍取劍璽候前後、即帶弓箭、

劍前、上臈次將扶持之、次將留南殿御帳後戸北、内侍進東西、劍東、反閉如常、璽後、左次將出自敷政門 不踏橋經南御、弁・少納言雖有床子座不相揖、 到日花門外、於此所 右次將入自月花門 於此門外着靴、近例或於弓場殿着之、 率御輿長・隨身等、經階下到日花門下、持立御輿於門前橋上、左右次將副御輿 左北、右南、下臈在前後、以中將為上、參議兼中將者在公卿列、御輿過前間揖、離列相從、 左右、上臈次將見御座覆、持弓於片手、先見前、次見後、左右大將進立南階東西、王卿列立庭中、左右將監以下引陣進立、府掌引之、或公卿未列立以前、 左將曹率近衛開左掖門、主鈴入後、閉門還闕司奏後、少納言奏鈴、了候御輿於南階上簀子、御輿不向西北、 御輿長等相扶而侍、駕輿丁等退候階掖、掃部寮豫敷縁道、主殿寮撤御座覆、上臈次將 不論左右、 昇南階西辺、上達部將役進階西掖、或立東掖者渡、 跪 突左、 額西間長押下置弓、副長押、 進自簀子開鞞戸、他將跪階下、非參議不曳闕腋裾、 跪 突左、 置之、地、上臈昇階、次 左廻進持御劍内侍下、東也、跪 先左膝、内侍相居、 取御劍、左廻進跪入御輿前方、問他次將伏弓、 歸向北、跪取弓候簀子、東面、即乘御、執柄候御輿、不參者、藏人候、 大將発警蹕聲、左右次將相応、若大將不候者、左中將發之、御座定間稱之、 此間左右將監昇西階、昇下大刀契櫃、或閉鞞、 置弓取御草鞋給東豎子、時、藏人頭候御裾、 進跪先右、取璽内侍下、取璽、右廻進跪入御輿、御劍柄、 閉鞞戸、此間他次將立弓退下、 跪取弓退下、御輿出承明門中央間、左右次將副御輿如先、左近御輿左、右近御輿右也、 次將出東西間、或說中央間、大將越闕後立壇上、南面、臥弓召大舍人、二音、大舍人称唯、仰云、御綱張礼、大將不候者、上達部將仰之、 議中將仰之、事間有先例、然而近代不仰、 若出御日花門者、到宣陽門仰之、或於日花門仰之、 於宮門 衛門所守、外五位已上騎馬、次將用寮御馬移、不結唐尾、用和鞍之時、結唐尾、不用泥障如例、 到上皇若后宮等御所、兼一町停警輿丁声、 門外留御輿、依執柄気色、不候者、藏人頭、 院司公卿啓事由、依仰旨入御於中門下御、左右不立替、 先上臈將 上達部將不參者、 脱靴賜弓於隨身、開鞞戸取御劍立中門掖、頭中將有便、 脱靴給弓於隨身、進御草鞋、執柄取御裾、次將取璽相從、璽後、各不踏、 到御簾下執柄褰之、次將付劍璽於内侍「退帰」、其後御拜、畢改御裝束、重渡御南殿、上臈將取劍璽候前後如先、御座定間、置劍璽、御劍者上皇御所方置之、自北方置之、東

西隨御所便、聖、先是左右近陣南階東西各立胡床前、各着靴曳裾、自座下方計我、次被御劍柄內方置之、

仰樂行事、左右上臈敷、但或依堪、各起胡床、自上方、進寄、有他方者、立上卿後、承仰微音、能召下臈、隨時不定、

音稱唯、近代不、經各胡床後向樂屋、取寄陣胡床居之、着淺履懸裾、舞間供御膳、近伏起、

依為腋御膳陣不動、御遊終頭有引出物御馬、多是次將所役也、懸裾着淺履、賜弓於隨身、取鞭牽之、下手院御、到階隱間、三匝後、引出中門外賜馬寮、上古頭請取

此儀、近衛次將強不待請取人、賜、事了還御如常、或有別仰、寄御輿於南階、有鈴下手御隨身、々々々渡馬寮敷、

奏・警蹕、若入夜者、於本殿有名謁、其儀、左將獨留階腋、里內公卿列在右、鈴者、右將問之、

奏後進出、去左大將北七八尺向坤、問云、誰曾、公卿一々稱名退、自上臈、可退敷、

行幸雜例条々、

一、若少納言遲參者、次將相代奉仕鈴奏、其儀、闌司奏了後、斜進就版位、

不必曳裾、奏云、御共仁持天可仕キ鈴給ト申ス、勅答了、稱唯、傍行等、右顧、帶弓箭、

依出御門、召主鈴名、二音、稱唯後左廻退、須退立長樂門橋頭、令出鈴相具供、還御有異敷、

時、御輿退後不待闌司奏、進立奏曰、御供仁持天仕レル鈴進良ムト申ス、

勅答了、召主鈴名、二音、退歸、雨儀、於承明門壇上奏之、

一、神事行幸、不稱警蹕、神態了後、於頓宮初稱之、不仰御綱、遠所行幸有

駄餉事、此間將等居地、或不下袍前、

雨儀条々

一、右將渡階下、或經簀子敷下并軒、儀如晴日、自用小笠、階下難通者、隨

一、役劍璽將昇自西階、里內有階隱、仍可昇、南階敷、但可隨便、

一、乘御之時、次將取笠群立階前、

一、上達部將降自宜陽殿西面石橋、相副御輿、

一、御輿供雨皮、安南階之後、左右次將撤之、乘御之後、如本供之、或說、

雖雨儀不供雨皮乘御云々、仍勸例之處、供雨皮寄御輿例度々、延久元年

三月十五日春日行幸、土記、永久五年八月廿九日石清水行幸、中右、寄葱華、

有御輿雨皮、保安三年九月廿八日賀茂行幸、見法性寺殿、御記云々、天承二年二月一日

朝觀行幸、還御寄御輿於南階、兼候御輿寄、已上供雨皮寄御輿、此外例多

猶可勘、隨近例又如此、

●后宮行啓 一員次將、一如行幸、

一、於途中降雨之時、左右次將各一人、近例多、供雨皮、次將一人差覆笠、

六府次將以下各一人一員、寄御車時、左、其外宮司兼次將者、帶弓箭如可供

奉、入御之後、王卿名對面、宮司問之、諸衛不脫弓箭着饗座、

供奉御後次將、縫腋、螺鈿細劍、靴、隨身、壺、垂袴、結唐尾、不用泥障、

●東宮行啓

左右兵衛陣啓、尉以下供奉、自余不供奉、仍雖供奉人、兵衛督・佐外不可帶

弓箭、但未補帶刀之間、「近衛陣同供奉、宮司兼次將者帶弓箭、」

「供奉御」後次將同后宮行啓、

●元日節會 垂纓、闕腋袍、巡方、魚袋、螺、

隨身、壺胡錄、垂袴、自元日至白馬節會、左右共用紅梅袴、或

白馬・踏歌・新嘗会同之、

時剋出御、上臈次將就劍璽、內侍、劍先、聖後、惣可就左方、經長橋入自南殿乾戶、

至御帳後戶下、不出障、節會日、劍璽在東、行幸時劍東璽西、聖傾落、可有用心、天

皇御南殿、左次將出敷政門、不踏橋經南御、弁・少納

花門、各於門外着靴、入門取梓、中將紫職受、少將緋職、陣官人伝之、近代

西、將曹一人前行、若、各立胡床前、經將監已下胡床南、北上東西面、五位中將着四位少將

之、無者府生亦得、上、行幸又如之、雖上臈不參、計我座就之、自座下着

東二間、右進自弓場殿、若早退出者、乍立梓副階下退入、左近右廻、右近左廻、宸儀着御

座、近仗稱警蹕、左中將發聲、左右相応、立御椅子前、欲居終給程伏、即立梓居胡床、

兩儀、立平張云々、近例不然、宜陽・校、
書兩殿南一間砌、或春興・安福北一間砌、
又列間、着座、次開門、關司着、次内弁喚舍人、少納言替參入、内弁宣、召

大夫達、王卿參入、比入門、近仗興、羽林抄如此、水心抄云、内裏式云、比入門近仗
而起、已、内弁宣、侍座、群臣謝座、酒着座、近仗即居、所司益供御膳、入月

花門称警蹕間、近仗并上下群臣起座而立、兩儀、用西階、不称警
歌笛、二献、御酒勅使、三献、雅樂寮奏樂、内弁奏宣命・見參、王卿下殿、

此間近、宣命使宣制、王卿拜舞復座、仗居、王卿下殿給祿、即還御、近仗取柝称

警蹕、起御座離椅子三尺計称之、或起御
座立定間称之、(小野宮說如此、)
退入、自上臈退、左近

若暫入御、大将発警蹕声、近仗起座、今案、可共称之、還着之時又如此、若

大将宰相中将不候者、大臣称之、若無一府次将者、依宣旨召渡比府次将、
供奉有例、行幸又如此、

●白馬節會

出御儀如常、内侍持下名授内弁、々々着宜陽殿兀子召二省、給下名後起座、

次近仗陣階下、或置位記宮後、預叙列次将、卷纓帶野劍、不付魚袋、取柝引陣、臨列時、五
袍、所々申慶賀、宸儀着御座、内弁・外弁參上儀如元日、次二省率叙人參入、仗興

立舞台東西、式部東、兵部西、預叙列次、宣命使宣制、王卿再拜、叙人、着座、次進
唱、先式部一兩人給位記、次兵部輔代唱之、在西列者進跪輔代左方、置弓於右方給位記、如笏持
之、乍居一拜、取副弓起、或乍居取副弓一拜起、右廻經列上、自後復列、(此後懷中位記、)

五位叙四位者、叙人各給位記、畢相依馳道拜舞、東列人左廻、西列人右廻退出、
仗居、二省丞執位記宮退出、掃部寮撤案、次親族拜舞、内裏式、仗不興、羽林抄、

年資房記、仗不興、是、次左右大将進白馬奏、次左将監執尋常版位、次左右府生
非群拜儀故也云々、次左右大将進白馬奏、次左将監執尋常版位、次左右府生

執標、次牽白馬、仗興度了居、里内儀、次将退、撤胡床、馬頭不參時、次将代、訖供御
膳、仗興給臣下饌、官取柝着靴、白馬前渡馳道、左北、右南、雨儀、渡南廊壇上、訖供御
立軒廊、別當不次将、別當次将不參者、令持奏於将監到軒廊南邊、當重相降別當目之、次将

即取奏杖進寄、別當取奏文、次将持空杖少退立、別當加署、将監奉筆、内弁

當又目次将、々々進寄、別當以奏文插杖、次将奉杖、縱取直退歸畢、若入御者、

別當披見奏後、插杖於弓場殿奉之、次将返給、令持奏於将監、相從内弁於弓
場殿奉之、今案、節會未終、着靴垂裾可奉歟、次将砌内立、舞妓舞、雨儀、於

王卿拜舞、仗興、畢着座、仗居、内弁奏見參、參議就祿所、宣命使宣制如常、王
卿給祿、還御、称警蹕儀如元日、

●踏歌節會 當御忌月
時停止之、

節會儀同元日、三献了、雅樂寮奏樂後、内教坊別當進舞妓奏、別當次将伝奉

不加、府生取標、次踏歌、雨儀、南廂、畢王卿拜舞、仗興、内弁奏見參、參議向祿所、宣
命使宣制、仗興、諸卿拜舞畢、仗居、事了給祿如常、

●豐明節會

新嘗會
天皇御南殿、近衛引陣、羽林抄云、小忌為先、在大忌北、近例、小忌、大忌混雜就一陣

着、節會儀如常、但無坊家奏如元日、上古、舞妓進舞時、別當・次将進立大
歌座下、然而近例無此儀、

●立后 縫腋、蒔絵細劍、相具綾、壺胡錄、靴等、不必取笏、
或臨期卷纓、或自里亭卷纓、或懸綾、隨身壺、垂袴、

時剋御南殿、或不左右近衛陣階下、不立胡床、帶弓箭、内弁着堂上召舍人、外弁
公卿列立、宣命使宣制、諸卿退下、次将退下、事終退者、左近右廻、右近左廻、未

撤弓箭、次官司除目、此間差近衛次将一人、被申册命了由本宮、除目畢大夫參申
事由、依召昇自中門着座、賜祿、降地再拜、出中門退、被仰六府将・佐可候
啓陣由、

上卿着陣、敷加軾一枚、先召左右次将、垂纓、帶劍取笏、浅沓、入宣仁門着
軾、經柱外、上卿仰云、其宮啓陣仁候、下臈後、微音称唯退下、左廻、經衛門・兵衛又如此、

參彼宮之時、卷纓、綉、帶壺胡錄、着中門廊座、不必、然歟、六府將・佐各一人、

本宮儀略不記、三箇日參入、裝束如先、至第三日、着中門廊座、有盃酌、

其後給祿退出、不拜、

●立太子

次將作法大略同立后、但冊命了由不被告申歟、被獻御劍、壺切、御使次將若職事本宮亮等、

●任大臣

引陣作法同立后、向饗所者、垂纓取笏、其儀見次第等、

●御齋会内論議

縫掖、時
繪細劍、

「御物忌日於南殿行之時着靴、」

『八省事畢、王卿着右近陣、々豫居酒肴、公卿座用高坏、次本府次將帶劍、着南

垂板敷、地火刃、東西對座、着端座人昇自東壇上、着與人弁・少納言將、着南

上卿命、外記・史着、弁座西面、上卿召官人令置膝突、一献、上臈次將着賦勸之、着

壇上歟、出巽角壇上可取盃歟、將監取瓶子、五位取納言統酌、四位取大臣統酌、當最末參

府大將着者、雖納言四位取統酌有先例、又右將無人數時、談大將令勸盃、恒例也、議降座擬次將、於納言者、召令伝弁座、弁雖上臈、下臈每度如此、二献、其儀如上

卿召外記令入僧、或三献、或三同上、居湯漬、下箸、次居薯蕷粥、隨居食之、次將

監以下役之、藏人就膝突召王卿、於南殿被行時無召、次將先起座、公卿着殿上、左右次

將經神仙・右青環門着座、南廊壁下、西上北面、昇板敷、次公卿着座、若闕白參者

効、次僧侶參上、論議了隨喜始間、公卿已下置笏、隨喜畢把之、王卿取僧綱

祿、不足者侍侍臣取凡僧祿、出居取祿者、起座出右青環門於小板敷與侍臣任位次取之、先指

復座、若取僧綱祿若取僧綱祿、出上戶經簀子到僧座下、僧相跪受之、把笏左廻、自後

者、入額間賜之事畢、僧侶退下、公卿退下、出居退、

若當御物忌者於南殿行之、此時着靴、

右近陣事畢後、諸卿起座、出居次將着靴入日花門、雖有大臣、大將先參上、西宮書

妨、今案、右次將為出居者、經階下出軒廊、任位軒廊東二間昇東階、副南樞先左足、退

次可列歟、出居床子立二脚、仍一兩人外不着歟、出居床子立二脚、仍一兩人外不着歟、公卿着座、僧侶

着東廂床子、其儀、南殿東廂立床子二脚、西面南上、自座下方着之、或公卿着座、僧侶

入日花門着座、隨喜之間可置笏、右膝事畢給祿、今案、公卿為取祿經出出居取祿

者、起座入東廂北戶、侍臣相交、任乍立指笏、取祿出同戶、副障子西行、跪授之、

取笏右廻、經座末自後復座、僧侶退下、公卿退下、出居退、

●季御誦經 四箇日行之、出居初竟等日有之、雖

時剋槌鐘、左右出居次將各一人昇自東西階、左次將出自本陣、經宜陽殿西御并軒廊内

級脫、着南簀子、南階東西間敷筵次上卿宰相着座、僧侶參上、御導師着座後打磬、

上卿已下置笏、法用畢、或仰御願趣、臨時御誦經必仰之、季御誦經不必仰之、依為恒

昇東階入南廂東面間、先觸上卿仰之、近其儀、堂童子各二人、南階東西敷筵納花筥後、

入南廂東面間、先跪上卿前、隨命就御導師右辺仰之、非御前所、先右廻經本路

着座、若行香有不足、出居次將撤劍・笏供奉、若在他方者、置劍・笏於本座、

渡階下供奉之、事畢經本路歸着座、即帶劍、東行香王卿并弁・少納言、出居等加之、

渡階下供奉之、先行祝願、立頒奮僧後、行事畢僧侶退下、公卿退下、出居退、其詞云、大イ法師等二杖取給へ、或

左出居次將可仰之、其儀如御願趣、其詞云、大イ法師等二杖取各給一人フ、若無一府次

將、有宣旨度比府次將令供奉、或只有一人、

御前儀

時剋槌鐘、出居次將經神仙・青環等門着座如常、王卿着座、僧侶參上、御導

師着座打磬、公卿以下置笏、或仰御願趣、子細注南殿儀了、頭中将尤有便、不候者出

如此、執柄着座者、雖其儀、法用了堂童子收花筥後、起出居座、經公卿座前入

御前、猶可觸申云々、御導師當間、就左辺仰之、或進自簀子、經散花机右廻經本路并座後等復座、行

香不足之時、侍臣・出居等任次列立、於本座撤劍・笏、進自座後、或第一人居

長押下取奩、經簀子自昆明池障子間昇孫庇相從、公卿本自行長押上、作法如常、行香畢、自後復座即帶劍、事了僧退下、公卿退下、出居自下藹退下、經座結願日給度者、至于度者、雖非職出居仰之、其儀如仰御願趣、仰詞於御前不觸上卿、直仰之、他所先觸上卿云々、』

●仁王會 大略同季御說經、 歟、但一日行之、

『南殿儀』

時剋槌鐘、左右出居次將各一人昇自東西階、左次將出自本陣、經宜陽殿西御并軒廊內、昇東階、右次將進自本陣方昇西階、各昇一級、着南簀子座、南階東西間敷筵、次上卿宰相着座、僧侶參上、御導師着後打磬、上卿已下置笏、事了僧侶退下、公卿退下、出居退、次打夕座鐘、次第如朝座、事了有行香、若有不足者、出居次將「於本座」撤劍・笏、渡階下供奉之、事了經本路帰着座帶劍、東行香王卿并弁・少納言、出居等加之、西行香不足時、殿上人若出居加之、先祝願、立須奩僧後、行東第一二座、自余僧不行、

御殿儀

槌鐘、出居次將經神仙・青瓊等門着座如常、王卿着座、僧侶參上、御導師着座打磬、公卿已下置笏、事畢僧侶退下、公卿退下、出居退下、次槌夕座鐘、次第如朝座、事了有行香、有不足者、侍臣・出居等任次列之、於本座撤劍・笏、進自座後、第一人、或進自前、居長押下取奩、經簀子自昆明池障子間昇孫廂相從、公卿本自行長、作法如常、事了自後復座、僧侶退下、公卿退下、出居自下藹經座後退下、不被仰御願趣、是依有祝願文也、又不給度者、』

●灌仏 当神事、 者止之、

『裝束畢、依催出居着座、自殿上口經神仙・右青瓊等門如常、往年地下次將雖不進布施參上、近例不然歟、王卿各置布施着座、次將・侍臣・出居等依次置之、出居次將起座、出自右青瓊門、於小板敷指笏取布施、入自殿上々戸、經公卿座前置机上、橫置之、机上無所者机、下南邊置之、頗向亥方、拔笏左廻自後復座、次不參公卿・侍臣等布施并女房布施六位置之、次御導師率弟子僧、

自瀧口戸、雨儀、經神仙、仙華門等、着座礼仏打磬、王卿已下置笏、御導師灌仏了、王卿已下次第灌仏、次侍臣・出居起座、從前進、第二人以下、或自後進、從簀子北行入自孫廂南四間、帳間也、小野宮、北辺斜進自額間昇長押上、先左跪膝行、或指笏指笏取黑漆杓、酌流皆出入額間、

東辺鉢水、先酌南鉢水、盡者酌北鉢、水、不酌中央水為御料也、灌仏一杓、入山形、如元安杓、不可、小退、頗向、乍居合掌礼仏、只氣色、拔笏、指笏膝行者、逆行左廻自額間南辺降簀子、九条殿一族如此、小野宮說共額間出入、許也、

經本座末自後復座、結願後、各執、給祿、若藏人頭、五位藏人不候者、出居次將給之、僧綱為御導師者公卿取之、出居取祿者、出右青瓊門於小板敷指笏、取祿出上戸、經公卿座前就御導師座下給之、把笏左廻、自當間降簀子自後復座、或取祿經笏、子參進非歟、

次御導師退下、王卿・出居自下藹經座後退下、次垂御簾女房灌仏、布施法

「大臣紙五帖、大中納言四帖、參議・散三位三帖、四五位二帖、六位・童等一帖、」各以紙四枚裹之、左右各二枚重之、以白削木「二尺二寸斗、」当中付之、上下以細帖紙閉結之、木左頗低テ書名二字、大略如消息表書、雖四位不加朝臣、

●最勝講

『時剋打鐘、出居參上如常、經殿上口神仙・右青瓊門等着、西上北面、自座後着之、次公卿着座、僧侶入仙花門着座、次講師登高座、次打磬、公卿已下置笏、法用了後、堂童子納花筥了、次出居次將仰御願趣、頭中將有便、若不候者、非職次將仰之、近例多奉行職事仰之、左右只可隨奉行人命、闕白候座者、雖御前可觸申云々、其儀、起出居座經公卿座前、入南一間、或入三間、就高座東辺仰之、乾面、左廻或右廻、歸着本座、朝座畢有行香、公卿不足之時、侍臣・出居將等任次列立、出居列之者、先於座撤劍・笏、相從居簀子、取奩自簀子北行、自昆明池障子間昇孫廂相從、事了歸出々居座帶劍、或事畢、退下帶之、歸着、不列行香出居、行香始間暫起座、是出居座前作輪之間、無便宜之故也、僧侶退下、公卿退下、次出居自下藹退下、經座後「退下」、次夕座如朝座、但不仰御願趣、無行香、第二三四并五日期座如初日之夕座、結願日夕座法用後給度者、法用了欲及趣比間仰之云々、於度者々々、事了有行香如常、次賜祿、公卿以將必仰之、闕白候座者雖御前儀觸申云々、

下次第取之、出居將出青瑣門於小板敷指笏取之、侍臣・出居不任位次取之、出上戶賜之、取笏歸着座、若取僧綱講師祿者、自二間可出入、取、事了僧侶・公卿・出居等退下如常、若五位次將勤仕堂童子者、頃間撤劍・笏、或解劍・笏移着堂童子座、經公卿座前、跪散花机下取花筥分之、於出居者不依位階勤仕、右方是依便宜也、為上藹者、先取聽衆花筥與下藹後、取花筥入南二間分僧綱・講師、經本路着堂童子座、為下藹者、待上藹之與取花筥分聽衆、着堂童子座、入二間出一間、納、各分花筥後、着堂童子座、納花筥後、歸着出居座、帶劍如常、』

●御仏名 中古以往、三箇夜行之、近代多一夜行之、仍載其儀、

『亥一剋打鐘、藏人召御導師等、出居次將着座、殿上將不帶劍・笏、異他出居、地下出居帶之、王卿參上跪戶前、出居、逃座、問曰、誰曾、各称名着座、後參人隨、次僧侶參上、入青瑣門、其從僧御導師三人、次、半夜始問左次將、年預次將申、近例、申上卿、當府大將候者、云栢梨、執柄者第僧二人、次、半夜始問左次將、與奪下藹令申也、申上卿、雖已次可申之、左近次將勸盃、自左藹勸人歎、公卿歸着、先是左將連居小板敷、東上向與、左近府豫居看、左近次將勸盃、之、左將不足之時、相語右將例也、勸盃時自出居座可進、大臣着者、四位取統杓、五位可取納言統杓、藏人取瓶子、與端相分、三獻如常、或二可隨上、次公卿歸着御前座、出居歸着座、居栢梨有盃杓、已上女官、或有小袖合、職合等、或及乱舞事、了有行香、不足之時侍臣・出居等加之、侍臣居長、押下如常、次賜祿、公卿取之、不足者侍臣取之、自孫庇北進就內、僧侶退下、或於出居座及乱舞例為流例歎、次侍臣進着侍簾前取之、經公卿座未給之、經座未退歸、將近例多藏人頭問之、公卿以下至于所衆・滝口等次第名調、西宮・北山等云、地下次將六位後称之、』

●步射手結 左近、正月九日荒手結、十一日真手結、右近、十一日荒手結、十三日真手結、縫腋、蒔繪細劍、隨身垂袴、

『次將着弓場屋、左近入上東門、右近入上西門、左近東面南上、昇自南妻、射手座東屋內地間、西面南上、右近南上对座、射手座各着座後居饗、官人、三獻後、或一獻、大將家司役之、撤饗、了官人置硯并手結案文等、入柳、依上藹命下藹次將書手結、其儀、先於座下方繆置統紙卷返置座前、横置、摩墨染筆置之、取統紙書之、事畢卷之、一返見畢更卷

之、不加懸紙、次書渡參手結、其儀如先、書了次第取上、射了後可書歎、然而近例多如此、或書真手結次將取荒手結文退出云々、自上藹加署之、官姓朝臣、執筆人書、賜官人、々々持來印櫃令請印、右近府、畢加懸紙令封進之、次將封上書名上一字返給、當府上、官人入柳筥覽大將、射了後、又印櫃封上藹加之、名上一字也、射手次第參射了、次拜舞、求子一曲、次大將家司取祿樹授次將、件祿給官人歎、事畢次將自上藹退出、

荒手結日饗・祿・拜舞事無之、又手結文不請印、』

●騎射 左近、五月三日荒手結、五日真手結、右近、四月荒手結、六日真手結、

『時剋着馬場屋、左近自油小路、豎上敷円座、馬場末去馬場屋三許又下車、上藹先着下車時、

左近、其座、馬場屋南廂、西上南面、一行、昇西妻入南廂西妻自座後着之、右近、馬場屋東廂、北上对座、昇南妻經座中自前着之、或自後着之、射手上馬時移着端座、一行、

於中將者雖一人參着行之、至少將者二人參着行之、一人着時以官人触申大將隨彼命可行事、又荒手結日雖一人參着行之云々、可尋未一決、

次將着座後居饗、官人、三獻、或一獻、大將家司役之、後撤饗、畢射手等上馬、此間上藹將仰例文・硯可置之由、官人置硯并統紙・例文等於下藹將前、入柳、依上藹命下藹

次將書手結、其儀、先於座下方引取懸紙、卷返置座前横、繆置統紙卷返置座前、横置、摩墨染筆置之、取統紙書之、書了卷之、一返見了更卷之、不加懸紙、召官人給

之、射手上馬了後、可書手結歎、然而近例盃酌了且書之、或故美云々、荒手結文書真手結次將懷中退出云々、自上藹加署之、官姓朝臣、執筆人書之、賜官人、々々持來印櫃令請印畢、右近不請印、加懸紙下給官人、々々令封進之、上

藹次將封上書名上一字返給、當座上藹、官人入柳筥覽大將、射了後、又印櫃、右近不印、上藹次將加封、名上一字也、次番長近衛等六人懸的、當日下藹六人役之、三人取申、三人取上懸歎、各射畢、或射手中障許否、次拜舞、求子一曲、次大將家司取祿樹授次將、祿給官人、自上藹退出、寄車於馬場屋、

荒手結日饗・祿・拜舞等無之、又雖左近手結文不請印、只次將書手結文覽大將、射次第射之許也、』

●射禮 縫腋、蒔繪細劍、相具弓・矢・鞆・弓懸等參入、當御忌月時、三月行之、諒閣年無之、延長九年以後如此。

『近例無出御、上卿就大庭座行之、次將取弓插矢、或取副、弓云々、着建禮門前幄座、上卿西上北面着也、依官但四五位依位、三獻後下箸、兵部丞二人召射手、次第參射、日暮者各令射二人、先左近・右兵衛、次右近・左衛門、次左兵衛・右衛門、近例以此二府為射、雖參不合射、當府射畢、次將且起座退出、』

●賭射 當御忌月時、三月行之。

『矢奏事

早旦、殿上次將帶劍插矢、射手矢奏、插府文杖奏之、兵衛佐不帶劍插矢、本府官人相儲、奏於殿上口刃、次將披見之、是雖非作法、為誠違失也、仍不專作法、博陸着殿上、左次將於殿上口執奏杖、賜弓於入神仙門、南刃副、即跪、長向先、候氣色、博陸目給、稱唯昇小板敷、進時先左、退時先右、膝行懸膝於長押上、猶座刃者、進奏、即逆行降長押候小板敷、猶持、見畢置奏文、置杖於右南北妻置之、杖末懸長押、或副長押右方置之、不越杖參進、如初進寄賜奏、以右手取之、執逆行右手執杖、左手執文、杖上文下、或退降着杏左廻退婦、如本插文於文杖、暫返給官人、將・佐不參者、尉者奏之、若又無者行事、闕白起座、幼主之時不奏、藏人奏之、依府次奏之、聞、內覽許也、奏聞儀

入神仙門昇小板敷出上戸跪、年中行事障子西、北面、跪蒙御目、稱唯、昇自孫廂南妻、先右、副長押北行、故美、踏二、跪御座南間頗乾向膝行、自同間北辺昇長押上、其儀如、奏之、御座刃者三枚云々、逆行居長押下、頗向、御覽畢、置杖於右、東西、進昇給之、取副文杖、如先、左廻經本路退婦、返給杖於本府官人、授文於行事藏人、或給出納、資房記、右、右次將又如此、雖左五位、右四位、猶依府次奏之、

扱吉時率射手、四府各着南殿前庭座、其座四行、左近着北第一、西上北面、次將各

着射手上橫座、西面北上、各經當府、居衝重有盃酌、故美、居衝重後、盃酌以前、次將起座也、天皇出御射場殿、內侍持劍鑿候前後、隨身扶持、先是上藹次將一人入幔門着出居座、其座在南殿西幔下、西、稱警蹕、奉勅微音稱唯、起自座前、他次將參候歟、出居無定、經階下入自軒

廊東第二間、一位大臣着時、或用西二、就膝突、於南殿巽角、先、喚王卿、先自上見下、自一人、仰、王卿揖之、間云々、但可隨減在所歟、就膝突、見膝突有無就之、喚王卿、下見上、更對第云、女須、王卿揖之、即還留南階西腋、北面、或王卿揖而過之、每度有奏揖、上卿便問可存知的付將名歟、大將為上卿者取、着座了、次將復本座、左右大將起座、出幔外

取奏、一府大將不參者、一府大將兼奏、左右共不參者、次將令持射手奏於將監、進立大將前待大將目、大將或橘樹長南面、或橘樹坤東面、大將為上卿者、此次問的付將名、仍兼可相存、跪置弓於右、起取奏奉之、

大將取奏披見、此間次將持奏杖少退而立、大將見畢插杖縱、次將頗退立、次大將目兵衛佐、々々々進寄奉奏、即退婦畢、大將披見兵衛奏、了目次將、々々進寄以兵衛奏差加近衛杖後取杖、次將奉奏、縱取直、右廻又左廻、跪取弓右廻退婦、上卿召左右的付少將名、稱唯、近代不必然歟、共入幔門參上、羽林抄云、雖左五位着座又如此、資房御記云、為右置弓於右賜奏文、取副弓左廻退去、右四位、依官次、出幔門取副硯、本府儲之、入柳篋、於弓、進着的付座、射場東御敷菅門座二枚、左北右右次將又如此、加入奏於其篋、於弓、進着的付座、射場東御敷菅門座二枚、左北右右次將又如此、每度注付的皮、奏入儲二人、而當、每度注付勝負、注勝、猶不注負字、兵衛參射又注付之、射了後、次將又的付文、取副弓、奉上卿、置弓於左廻至本座、右廻而跪取副硯於弓出幔門、返給硯於雨儀、入明義門經南殿御後、於恭禮門下返給硯、

的付次將着座後、出居次將依上卿氣色仰云、的加介、羽林抄云如此、資房記云、之由、見清、木工寮懸也、的申省掌着床子、籌刺府生着座、近衛府射了兵、次矢取近衛等經期前西辺、進之、一度射了還渡、兵衛、此門次將申射手障、次將入幔門跪上卿前申云、改人其姓其勞所候、或加、儲番長以其姓其令仕々、上卿奏聞、重使次將申也、畢仰聞食之由、次將左廻退出、右近如此、次四府以次參射、羽林抄云、方射手欲射敵方欲放矢程、或以咳声令驚之、一度後被止、兵衛射手召佐仰之、若不候時、出

居次將承上卿命、出幔門可仰兵衛官人也、御厨子所供御菓子等、此間射手跪地、奉仕、一二度間、内膳・大膳以衝重給王卿・出居等、若暫入御者、大將稱警蹕、大將之由、(次將不相應、大將一人所稱也) 射手跪地、早不可出御者、有仰射之、上卿仰出居、々々乍座仰射手、射畢、的付文奉上卿退出、日暮入夜者供庭療、主殿寮、依上卿命出居歸出幔門催之、凡今日雜事出幔門仰之、左奏陵王、必舞荒序、右後塞未放、右奏納蘇利、右負時有、次還御、大將稱警蹕、次將取弓、將不候者、出居稱、次王卿退出、々居起座、勝方大將歌遊、警蹕、他將不相應、近代無之、

雨儀 出御以前降雨時止之、出御以後降雨時猶行之、

射手座立平張、近例、次將經明義・恭礼・宣仁等門召公卿、次將直歸着座、上卿被問出居座、居替將可經明義門敷、大將於恭礼門下取奏、永延之例也、出居座公卿座末、南上、的付座如元、追西、參入退出經明義門、於恭礼門下返給硯、籌刺候校書殿壇上、射手并陵王經南殿西面壇上、參上於弓場柱内、舞納蘇利經校書殿壇上、

●射場始

『天皇御弓場殿、次將取昼御座御劍、先行置右置物、机、柄西刃南、帶劍挿矢不取弓、先是出居次將、帶劍取一人出自無名門着座、自前着之、御座定間稱警蹕、取弓逃片足、即候氣色召右將曹名、二音、不加官姓名、二字許、右將監不候者用左將監、又里内時弓場、若有先問其人名着座、左仗者左將監懸之、若不待二音稱唯者、猶又可召之、旧例雖不定、若又不召者、還為次將失耳、將監稱唯、仰云、的懸介、若將監失、雖、即懸畢、幼主御時、不敷御射席者、不稱唯籠仰之、兼仰將監不懸御的、出居候氣色奉勅、微音稱唯起座、自前進、此間他次將參候、廻座下方、經階下入軒廊東二間、一位大臣着、自後着座、凡出居無定數、任位着之、時西二間、經小庭就膝突、於南殿翼角、先見賦、召王卿、先自上見下、又自下見上、王卿小揖、即左廻經本路、有無就之、不脫沓、更對第一人、仰云、女須、王卿小揖、即左廻經本路、歸着本座、自後着之、不、王卿取弓、矢着座、次撤御射席并臣下射席、次出居仰云、的替、或的懸替、撤御射席後、可仰之敷、或先氣色上卿仰之、若不懸御的、自本懸臣下的不仰、此度不召將監名、次矢取着座、内豎十人、第二

取梓、入自月花門經棚前、持札進、次召能射人、出居被召能射者、乍座先貫鞆人引懸張弓、於南殿坤角大床柱、婦經棚前着座、南殿大床柱張之、願引之、次當鞆兩三度鳴之、綻袖拔矢取加弓、起自座後、經下并座前(第一將經座上)參射、或先到、次召所掌令書殿上方裝之、參射了婦座、或入無名門、出居將矢々取、内豎取之、直奉之、次召所掌令書分前後、次所掌奏簡、次誦簡、次所掌着的付座、次殿上六位取懸物、結付弓場翼角柱、射分錢机一脚二人昇之、立同柱下、次射手次第參射、一度間給衝重、二度、自後、間供菓子・干物、此間射手貫、袖跪地如常、日暮主殿寮庭療、依上卿命、出居入無名門察入月花門供之、若暫入御、大將稱警蹕、大將、宰相中將不候者、出居、射手跪地如常、下藹將可催敷、若早不、射了所掌婦入、勝方王卿・侍臣出自無名門、勝方次將有出居座者、更有仰射之、射了所掌奏事由畢、次令召其人、於始唱、其人、取弓挿、參進居弓場東砌、可當懸物、所掌取懸物懸之、給者置弓給懸物取副弓、乍居一揖而退、或進給、若兩人中科時不給之、或相分給之、或以其兩人、更令射一度、勝者給之、若一人中科一人過科者、給過者、其科三度、事畢還御、警蹕如常、今日遲參人用無名門、

雨儀 出御以前降雨、雨停止敷、

出居座公卿座末橫敷之、的付座砌内敷也、經明義・恭礼・宣仁門等召公卿、參入又如此、次將不留立直可着座敷、勝方并列立柱内、侍臣、
●駒牽 縫腋、蒔繪細、劍、隨身垂袴、

王卿着左衛門陣、弁・少納言着同南庇座、次將・本府佐・馬頭等着北屋座、任位次着之、近例近衛・馬寮許參着敷、今案、盃酌三献、本府佐及次將勸盃、着膝突勸馬助雖位次上藹、難着近衛司上敷、可尋、者五位取統酌、大臣、四位取統酌如常、二献後、居粉熟、下役之、三献後、居飯・汁物、御里内之時、無着左衛門陣儀、仍將・佐無勸盃儀、上卿奏解文後、相率經春花門着大庭座、王卿西上南面、弁・少納言・次將・馬寮北上、西面、各一列也、弁・少納言雖為下藹着北、

次近衛次將（依位次、羽林抄云、取御馬日依職云々、然者下薦中將可着、引立御馬、二行、上薦少將上歟、可尋決、馬寮等也、越床子着之、或不越上官着後床子、依上卿命乘之、即下了、次上卿召取手將并馬寮、左右近、左右馬各一人、起

床子前称唯、列立上卿前、西上北面、或西面北上、羽林抄云、西面北上、雖四位、五位相立、牽者跪壇上、上卿仰云、御馬取レ、同音称唯、先左近、左馬右廻、經下薦

前退、次右近、右馬如此、各繆下襲尻、近例只、懸劍、經御馬後、乍立指笏、取第一馬引出幔外、取笏復座、近例只如形也、右又如此、次上卿以下次第賜御馬、進寄

指笏取網末、一拜取笏復座、次上卿已下參弓場殿列立、公卿一列、四五位一列、奏慶、多用近衛司、其儀、先進立第一人前、入無名門奏事由、各舞踏了退出、

院・東宮并執柄引分使事、藏人催之、隨催相具「馬」參入本所、付藏人退出、有祿者可拜舞、禁中有穢之時、於陣外分配云々、康和三年如此、上卿治部卿後

和
三
●臨時祭御馬御覽
垂御殿御簾大床子間為御座、以大床子、次將、不帶劍、於小板敷取硯、入柳篔、毛付文人

人以毛付文授候御前次將、選其良善十疋点定、隨仰以甲注之云々、近代不然、候東簀子、御座南間、先左御馬五疋、番長近衛等

牽之、三廻後、第一御馬當御前、羽林抄云、次將仰云、氣色仰之、候乘リ、即乘之、三廻後、又仰云、下リ、羽林抄云、候即牽出了、右又如此、或御馬沛艾之時、官人取綱

例也、毛付文下ニ、左第一御馬一舞人、右第一御馬二舞人、次第可注付也、然而近例不注之、略說歟、臨時神馬御覽之時、次將候御前、儀同前、但不毛

付、仍不持硯、又不乘之、只隨仰点定之、
●警固 未日行之、縫腋、時繪細劍、相
具綵・壺・弓等、隨身垂袴、

上卿着陣座、六府將・佐等帶劍把笏応召、内暨、入自日花門斜進列立南殿東軒廊南邊、西上北面、羽林抄云、依官次第、四五位上下、其例不定、仍檢其例、右中將延光初列

次歟、若次將不候者、判官帶弓箭立、上卿仰可警固之由、若入夜者、上卿先問、申官姓名、違

式也、左ノ近衛ノ司ノ權ノ中將藤原某、右ノ近衛ノ司ノ權ノ少將源某、以之可准知、若判官有後列者、五位称名後、六位称之、頗磬折、同音称唯、左廻自上退出、或右廻、經其後各懸綵帶弓箭、壺胡、裏書云、

警固以六位二府被行例、
保延七年四月十五日、左衛門尉橋頼重、右兵衛尉藤清成、

以六位三府被行例、
永長二年四月十二日、左近將監延定、右近將監通經、左兵衛尉家友、

●解陣 戊日齋王還御後行之、齋王
不御之時、隨上卿參被行之、
其儀同召仰、但帶弓箭・壺列立、上卿仰云、陣解々、伏弓、称名時退出如先、

其後撤弓箭垂纓、上古列立平張下、仰將監、警固間、渡御他殿者、置弓參入、即候御劍、或片手取弓云々、然而無便宜歟、凡帶

物空手而可還者、取副於候陪膳者、解弓箭及劍供奉、不於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不
解、但於供膳者、置弓不

插奏於文杖進立、次將目、將監進奏、次將賜弓於隨身、以左右手拔取奏文、將監立本所、先披懸紙天、二倍三押折之、夾其左右端於左手中指與人指之間、了披見奏文、如本卷之、加懸紙目將監、將監進寄、手自插杖鳥口、縱插、紙端在中、或不見奏、只如本乍橫夾取杖取加弓、左右相共進寄神殿前、跪砌下置弓、更立懸膝於緣上、寄懸奏文於階、左右退下、跪取弓退立本所、此時可懸裾歟相撲之間、乍立行事、若相撲之間、有訴申事者、申上卿可左右、相撲了舞陵王・納蘇利・拔頭・還城樂等、事了還御、次將副御輿、可着靴如常、於中門辺留畢、其後退出、裏書云、

放生会称警蹕例、愚葉記云、

大治元年八月十五日戊申、予称警蹕、心中所存延久以後也、被擬行幸、仍称之也、

●四方拜 元日、不带劍・笏、

寅剋於清涼殿東庭有此事、自額間出御、頭藏人候御裾、近衛次將一人取昼御座御劍、或上第三間格子、或上額間、或上御帳間、然者以上格子間可為路、前行、不踏、筵道、御拜間、持御劍候御屏風外、事了還御、經本路如元置御劍、幼主御時、雖裝御座無御拜、

凡渡御別殿之時、次將一人必候御劍、

●女叙位 十一日、隔年行之、

執筆大臣於御前座召近衛次將、々々、不带劍、笏、出殿上々戶候簀子、後程、執筆仰可奉院宮御申文之由、次將退歸、微音称唯、近、代不然歟、尋取御申文等、參本宮可給、然而近例行事、藏人兼尋取之、仍相尋、持參之、跪執筆後左方、座下、方也、進之、不被奉申文院宮者、申云、其院宮ハ自是即退歸畢、

●追儼 臨期卷纓、綉、時繪野劍、壺、(近來用隨身壺、取桃弓・葦矢、(藏人所獻之)、仍不持我弓、)

亥一剋、左右近立陣、近來不引陣、羽林抄云、雜例云、着靴立陣皆着之、而、近例不着靴云々、近年不立陣、只徘徊南殿簀子辺、即開承明門、不開長樂、不開長樂、儼人等參、先可有闌司奏、然而近代無出御例、仍、無奏、但蜜々御南殿御覽、非無其例、陰陽師奠祭詠呪文、了

方相先作儼聲、以戈擊楯、如此三遍、群臣相承、和呼追之、或放矢、於南殿御覽後人、於長橋下忌行逢方相云々、仍逐電、競入殿內、甚狼藉、可有用心、侍臣相分、殿內并四方驅追尤盛、方相入自仙花門、經御殿前出自北廊了、

●拜賀申次

其人參立弓場殿、廊西二間、向無名門、次將出無名門相逢、不带劍、笏、左廻歸入無名門、參朝餉方申事由、近例、多付内侍伝奏歟、其詞假令、其大、臣候フ、納言官姓朝臣、四位宰相名朝臣、後帶劍取笏、又出逢左廻、仰云、聞食、婦廻之、問仰之、如本婦入、

若到礼人申拜賀者、仰聞食之由後居、即歸入、若有御前召者、拜舞了後更進出、告召之由、